

答 申 個 第 1 2 1 号
令 和 4 年 8 月 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年5月20日付け保障第98号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

相談聞き取り表及び個別支援計画書記載内容の根拠の不存在による非開示決定事案（諮
問個第303号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年1月12日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり開示を請求した（以下「本件請求」という。また、①の請求内容を「請求内容1」、②の請求内容を「請求内容2」という。）。

- ① かがやき元職員である●●が作成しているであろう相談聞き取り表。

- ・ 2013年3月29日金曜日 電話
- ・ 2013年5月7日火曜日 電話
- ・ 2013年9月6日金曜日 面談

- ② かがやき元職員である●●が作成した個別支援計画書に於いて以下の根拠。

- ・ ▲▲を受診しているにも関わらず「△△受診」と嘘を書いた根拠
- ・ 指導教官と遣り取りが上手く行かなかった事を裏付ける根拠
- ・ 強迫友の会に参加していた発達障害者（かがやき利用者）から「Asperger 障害っぽい」と言われた事に因り◎◎を受診した事を裏付ける根拠
- ・ ▲▲受診時に「ASD（自閉スペクトラム症）は gray zone」と言われた事を裏付ける根拠
- ・ 発達障害に gray zone がある事を裏付ける根拠
- ・ ■■が作成した職業評価が虚偽公文書では無い根拠
- ・ ■■が作成した職業評価に「取り組む」と書いている根拠
- ・ 特性として理解が不十分である事を裏付ける根拠及び基準
- ・ ●●が「視覚的」支援を行った事を裏付ける根拠
- ・ ●●が「肯定的」支援を行った事を裏付ける根拠
- ・ 前主治医である▲▲との相性が良く定期通院を勧められた事を裏付ける根拠
- ・ 特性に合った職業選択が出来ていない事を裏付ける根拠及び基準
- ・ ハローワーク及び職業センターに対して個人情報を提供して良いと認めた事を裏付ける根拠
- ・ 家族に告知を行った事を裏付ける根拠
- ・ 障害理解を「あり」と書いていない根拠及びその基準
- ・ 障害年金受給を書いていない根拠
- ・ 障害者手帳の等級変更を書いていない根拠
- ・ 服薬しているにも関わらず「服薬無し」と嘘を書いた根拠

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年1月26日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求内容1について

請求者に関する記録書類を探索した結果、請求内容1に関する文書は確認できなかった。

請求内容2について

個別支援計画書は、●●氏（以下「元職員」という。）が請求人から聞き取ったことを基に作成した文

書である。請求人が開示を求めているのは、元職員が個別支援計画書に記録した内容に対する根拠や基準であるが、あくまで請求人の発言から元職員の認知により記録されたものであり、元職員の認知を形成した要素となる記録は認められなかった。

- (3) 審査請求人は、令和3年4月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

- (2) 本件請求に係る文書について

元職員はかがやきの元職員であり、平成25年頃に審査請求人の就労支援に関わっていた。本件請求は、元職員が就労支援において、審査請求人に対して、平成25年頃に作成したとされる「相談聞き取り表」の開示を求めるとともに、平成25年1月24日に作成した「個別支援計画書」の記載内容について、その根拠や基準となる記録を開示するよう求めたものである。

- (3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 請求内容1について

かがやきが保有する公文書については、相談者ごとに簿冊を作成して保管しているほか、会議録や名簿などは電磁記録で保有している。これらすべての文書の中から請求内容1を満たす記録を探索したが、請求内容1に係る記録は存在しなかった。なお、仮に請求内容1を満たす記録を作成又は取得していたとしても、かがやきにおける事務事業の実施等に関する文書の保存年限は、京都市公文書管理規則に基づき当該文書完結日の翌日から起算して5年としているため、文書保存年限の経過により廃棄した可能性も考えられる。

イ 請求内容2について

請求内容2に係る記録等について、あくまで請求人の発言から元職員の認知により記録されたもので

あり、元職員の認知を形成した要素となる記録も認められないため、これらに該当する文書は作成も取得もしていない。

したがって、請求内容2に係る記録は存在しないものと判断し、不存在による非開示決定をしたものである。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 請求内容1について

ア 相談聞き取り表とは、かがやき利用者が話した事や書いた事をかがやき職員が記録として書き残す公文書である。かがやきは其の home page に於いても公表している通り、発達障害者からの相談を電話により受け付けており、本来であればかがやき職員は其の内容を当該表に書き残している筈である。そして本件に於いて問い質されている元職員は、他のかがやき利用者に係る当該表を現に書き残しており、其れは資料7※である。

イ 「仮に本件請求内容を満たす記録を作成又は取得していたとしても、」と書かれているが、かがやき前副センター長である**は当時の経緯を踏まえて「他の相談業務でも電話聴取記録を残すことはほとんどありません。」と陳述しているので本件弁明書と当該陳述が矛盾している。

※ 審査請求人が別に行った公文書公開請求で公開を受けた「相談聞き取り表」を指す。

(2) 請求内容2について

ア 公文書等の管理に関する法律について言及しておく。其の4条に於いて公文書は「合理的に跡付け、又は検証することができるよう」に「作成しなければならない」と定められているにも関わらず、公文書を裏付ける根拠が存在しない事は同法上あり得ず、又同法34条に於いて法定範囲は地方公共団体に対して及ぶので当然京都市も其れに含まれている。更に公文書を裏付ける根拠が存在しない事は条例12条1項にも違反している。其れに於いて「個人情報と正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない」と定められているにも関わらず、元職員は「正確」に書いておらず又障害年金及び障害者手帳について知り得る「最新の」情報も書いていないので当該条例に違反している。

イ 最後に行政手続法8条1項についても言及しておく。仮に開示請求文書が存在しないとしても処分庁は何故存在しないのかについて理由説明しなければならないとされているが、本件処分に於いて其れは為されていないので開示請求文書の存否を問わずに違法である。

ウ 「元職員の認知により記録されたもの」と書かれているが、此れは公文書等の管理に関する法律4条に違反している。即ち公文書は作成者が自らの判断に基づいて好き勝手に書ける訳では無く、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、(中略)文書を作成しなければならない。」と法定されているので、作成者の「認知」を「記録」する物では無い。又同法34条に於いて「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する

よう努めなければならない。」と法定されているので、当然京都市が作成する公文書にも適用されなければならない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、電話による「相談聞き取り表」2件及び面談による「相談聞き取り表」1件並びに「個別支援計画書」の記載内容のうち18箇所について、その記載内容の根拠や判断基準が分かる文書である。

(2) 本件処分について

ア 請求内容1について

- (ア) 審査請求人は、公文書公開請求において、元職員が作成した「相談聞き取り表」が存在することを確認しているので、自身が電話等をした際の当該文書があるはずだと主張する。
- (イ) 一方、処分庁は、請求内容1を満たす文書を探索したが存在しなかったと主張する。
- (ウ) 当審査会が諮問庁に、相談聞き取り表の作成について確認したところ、電話対応等の際に必ず作成しなければならない文書ではないとのことであった。
- (エ) 一般に、電話や面談で相談に応じる場合には、相談者から聞き取った内容について何らかの記録をすることが多いと考えられるが、かがやきにおいて行われる面談等では、必ずしも相談聞き取り表に記載しなければならないものではないこと、また相談受付票のように、相談者から聞き取った内容を余白にメモすることがある（令和4年6月24日付け答申個第119号参照）ことなどからも、請求内容1に係る3件の場面における記録が相談聞き取り表として存在していないとしても不自然な点はないと考える。

また、相談者と電話等でやり取りした内容を一時的に書き留めたものがあつたとしても、その内容に必要な事務処理が行われた後に廃棄されることも、業務上、不自然な点はない（令和3年9月24日付け答申個第109号参照）。

よって、当審査会は、請求内容1に係る文書が存在しないとする処分庁の主張には、特段不合理な点はないと判断する。

イ 請求内容2について

- (ア) 審査請求人は、公文書等の管理に関する法律第4条において、公文書は合理的に跡付け、又は検証することができるように作成しなければならないと定められていることなどから、18箇所の記載内容の根拠となる文書があるはずだと主張する。
- (イ) 一方、処分庁は、個別支援計画書は請求人の発言等に基づいて職員の認知により記録されたものであり、その認知を形成した要素となる記録も認められないため、請求に係る公文書は作成も取得もしていないと主張する。
- (ウ) 個別支援計画書は令和4年8月4日付け答申個第120号事案における対象公文書であり、当該事案において当審査会が見分したところによると、かがやきにおいて審査請求人に対し支援を計画するために必要となる情報を記したものであり、審査請求人から聞き取った診断名や診断機関名、生活状況、関連機関の利用状況などのほか、今後の支援の方針、計画の詳細等が記載されているものである。

- (エ) このような、担当者が相談者から聞き取った内容を踏まえ、当時自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載した内容や、相談者の状況を踏まえた支援の目標設定などの記載内容については、当該担当者が自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断し、記載するものといえる。
- (オ) そのようなものにおいて、個々の記載内容の根拠を特定の公文書に求めることができないとする主張に不自然な点はない。よって、当審査会は、請求内容2に係る公文書が存在しないとする処分庁の主張は、特段不合理な点はないと判断する。

ウ したがって、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 5月20日 諮問
6月10日 諮問庁からの弁明書の提出
7月12日 審査請求人からの反論書の提出
令和4年 1月28日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）
6月24日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第2回会議）
8月 4日 審議（令和4年度第3回会議）

※ 行政不服審査法第33条、第34条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）